

CSR報告の第三者保証について欧米で検討スタート ——非財務情報の開示法制との接点に

欧米で進む非財務情報の開示

CSR報告書の作成が広がるとともに、その報告内容の信頼性をどう保証するかという点が課題になっている。これは、環境報告書の第三者審査・検証をCSR報告書にどう広げていくのか、という視点だけでなく、非財務情報を開示する法制の流れとも相まって、会計およびCSR関係の専門家を中心となって議論が展開されている。

CSR報告(サステナビリティ報告を含む)は、事業活動の環境・社会面の情報をステークホルダーに開示するツールとして位置づけられている。この一方で、コーポレート・ガバナンスを取り締まる流れから、企業経営の非財務情報の開示を要請する動きも顕著であり、両者の連動が論点になってきている。

米国ではエンロン事件後に、ガバナンスや監査体制の強化する対策として、2002年にサーベインズ・オクスレイ法(Sarbanes-Oxley)が制定された。そのなかで、非財務情報についての報告義務が課されており、この点がCSR報告と関連している。米国は株主に対するアカウンタビリティが最大の関心事であり、株主への情報開示が第一である。

欧州では、株主よりもより広いステークホルダーに対する配慮の目が向けられ、それがCSRの要請につながっている。CSR報告書は、さまざまなステークホルダーに向けた情報開示のツールとして議論されてきた。

CSR展開が最も積極的である英国では、会社法の近代化の議論も1990年代から繰り広げられている。この主要な施策である非財務情報の開示として、営業・財務概況(OFR: Operating and Financial Review)の開示が議論を呼んでいる。ここでは、事業活動のうち、財務面に重要な影響を及ぼすと考えられる非財務の情報を報告すべきとしており、「非財務情報」には環境、従業員関係、社会問題に関連した情報を含むとしている。OFRは2005年1月から英国の上場企業1,290社に対して課される予定である。

英国の会社法のもとで非財務情報の開示を要請するとなれば、現在の財務報告でおこなわれている財務監査に匹敵する第三者の保証が必要、という観点からも議論が広がっているのである。会計専門家の中で非財務報告の保証が広げられようとしているが、ここにステークホルダーへのアカウンタビリティを推奨するNGOも加わり、各方面の専門家を含めた検討が始まっている。

創コンサルティング代表取締役
海野 みづえ

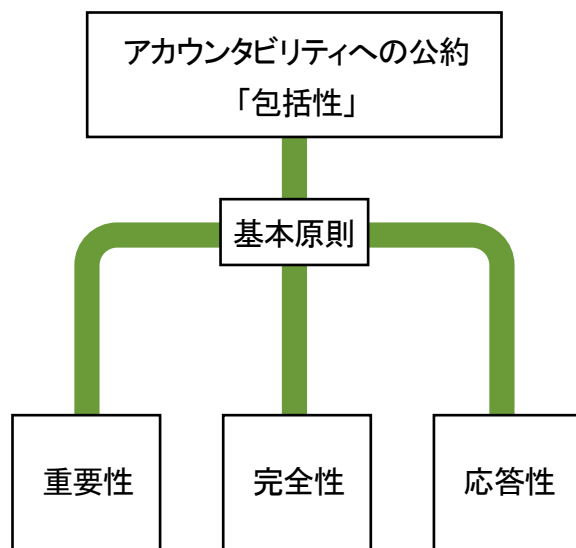
CSR報告の第三者保証について欧米で検討スタート ——非財務情報の開示法制との接点に

NGOが保証規格を提唱

——AA1000 Assurance Standard

英国のアカウントビリティ(AccountAbility)社は、90年代中頃からアカウントビリティのあり方を提唱しているNGOである。同社は2003年3月、世界で最初のCSR報告の第三者保証規格として「AA1000 Assurance Standard(AA1000AS)」を発表した。規格(standard)といっても、これは保証についての明確な規準(criteria)ではなく、3つの原則(重要性、完全性、応答性=以下に表示、(*1))に基づいて企業の活動を評価するという大まかな枠組みである。

図 AA1000ASの基本原則



同社のウェブサイトによると、現在AA1000ASを何らかの形で活用している企業は英国企業を中心に62社であり、そのうち51社が第三者の保証を付与している。保証業務の担い手としては、大手監査法人が全体の20%程度を占め、小規模の専門機関によって実施されているケースが圧倒的に多い。

各社の保証声明書を読んでも、上記の各三原則に照らしてそれぞれの企業活動の評価を定性的におこなっており、実施者の判断によるところが大きい。規格ではあっても規準ではないということで、声明書は所見といってもよいものだ。三原則を念頭に入れて、企業のパフォーマンスをCSRの面から評価する枠組みの第一歩である。このように、いわば曖昧なものを規格と呼ぶことに、実務者の間に抵抗があるのも事実である。

筆者は2004年11月中旬にアカウントビリティ社が開催するAA1000ASの会議に参加し、保証実務者のための研修を受けた。規格本文や発表されている資料だけではわからない、AA1000ASの考え方やこれを扱う企業、保証実務者の声をそこで聞くことができた。AA1000ASはNGOから発する規格として、単に数字の正確性をチェックするというものではなく、ステークホルダーとして各社の社会活動の課題やその実状をしっかりと見るという使命をもって臨むことが求められている。

規格は実施者の裁量にかなり左右されることになる。アカウントビリティ社ではそのばらつきを厳格な規準の策定という対応で埋めるのではなく、実務者と企業が集まり基本原則をどのよう

に適用していくかを検討しながら、よりよい在り方をつくっていくプロセスを大事にしており、そのネットワークを広げている。

同社はまた、この規格を各方面に積極的に働きかけている。GRIに対しては、2006年のガイドライン改訂に向けて連携をしているし、AA1000ASの保証実務者としての資格化を広げるために、ISOなどの審査員機関であるIRCAとも組むことになった。さらに非財務報告書の保証の在り方について、イギリスの会計士機関であるACCAと「サステナビリティ報告の保証」について共同研究もおこない、このほど、その報告書も発表された。

ISOの規格ばかりにとらわれる日本だが、ISOは器を提供する機関であり、CSRの中身の検討については既存のさまざまな機関がそれぞれの専門分野との絡みでかなり展開している。CSR報告の保証も、AA1000ASがそのままグローバル・スタンダードになるとは思えないが、自らが枠組みを提唱することでメインストリームに取り込まれつつある。日本もこうしたCSR枠組みの全体の動きをウォッチし、各所で関わっていくことが重要である。

(脚注)

*1. AA1000ASおよびアカウンタビリティ社については、下記サイトを参照。

<http://www.accountability.org.uk>

なお、AA1000ASに関する日本語訳は筆者によるもので、同社が認める公式な翻訳ではない。

海野 みづえ

(うんの みづえ)

創コンサルティング代表取締役

1985年千葉大学大学院修了。ハイテク分野の市場および製品の調査会社、中央クーパース・アンド・ライブランド社、ローランド・ベルガー社(独系企業)を経て、96年創コンサルティング(<http://www.sotech.co.jp>)を設立。

東京大学大学院新領域創成科学研究科非常勤講師、法政大学大学院環境マネジメント研究科非常勤講師。CSRマネジメント推進フォーラム(日本能率協会主催)テクニカルアドバイザー。主な著書に「SRI 社会的責任投資入門」(日本経済新聞社、2003年6月=共著)、「CSR経営」(中央経済社、04年8月=共著)、「CSR企業価値をどう高めるか」(日本経済新聞社、04年11月=共著)など。

